平成２７年（フ）第２号
栃木県日光市猪倉3392番地241
債務者　渡辺　幸弘
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４９号
岡山市南区当新田345番地３、旧住所岡山市南区当新田357番地13
債務者　田邊　佳世（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０５３号
東京都日野市東平山１丁目７番地の５平山住宅1515
債務者　鷲尾　晴子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１号
東京都八王子市中野山王３丁目６番７―108号都営中野団地
債務者　蘆澤由美子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９９８号
東京都東大和市清原４丁目１番地16―202号
債務者　伊藤　通彦
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０１０号
東京都立川市高松町１丁目23番５号フォーブル高松町ＮＯ１　107号
債務者　加藤　恭男
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６３４号
静岡市葵区駒形通４丁目３番３―703号
債務者　龍澤　榮次
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３５号
静岡市葵区駒形通４丁目３番３―703号
債務者　龍澤ヨランダ
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２０９号
福岡市中央区地行２丁目２―14―327、住民票上の住所佐賀県唐津市山本1494番地
破産者　竹下　雅宏
1　決定年月日　平成27年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９２３号
横浜市神奈川区片倉１丁目25番３号　グランテム片倉304号
破産者　七田　洋子
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３号
富山市婦中町上田島113番地
破産者　野村　信孝
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７４号
福井県鯖江市水落町４丁目17番５号　ＫＢセーレン社宅Ｃ―204、旧住所兵庫県川西市萩原１丁目10番15―308号
破産者　福井　宏明
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
静岡市葵区天王町４番10―1010号
破産者　大石　　翼
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５２号
広島県福山市神辺町大字下竹田529番地２
破産者　クニフサ自動車こと　國房　眞澄
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４８号
香川県木田郡三木町大字平木87番地２
破産者　三谷　和巳
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０１号
山口市大内御堀2986番地10
破産者　小坂運輸こと　小坂　啓一
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係